特定非営利活動法人　コミュニティサークル　あいん・つばい
定　　　　　款

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人の名称を特定非営利活動法人　コミュニティサークル　あいん・つばいという。

（事務所）

第2条　この法人の主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章　目的及び事業

（目　的）

第3条　この法人は、一人ひとりの能力や多方面からの知識を活かし、生きていく知恵を向上できるよう、健康で安心な暮らしに繋げていただけるための活動を心掛け、また、自然の恩恵や仕組みを取り入れながら環境への関心を高め、地域社会に広めるコミュニティをつくり、人と環境を結ぶ活動を目的とする。

(特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)　環境の保全を図る活動

(4)　情報化社会の発展を図る活動

(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は

援助の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　日常生活、社会生活、健康、食事に関する問題等の相談啓発事業

(2)　読書、及びものづくりを通しての地域・社会参加事業

(3)　微生物を活用した家庭の生ごみ再生事業

(4)　地域住民との自然災害や身を守る方法を学ぶ事業

(5)　地域、コミュニティ活動からの暮らし及び自然環境に関する情報収集事業

(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

(会員の種別)

第６条　この法人の会員は次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人

(3)　一般会員　この法人の目的に賛同し事業活動に協力するために入会した個人

(入　会)

第７条　会員の入会については、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会　費)

第8条　会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めた者については、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員が消滅したとき。

(3)　継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

(退　会)

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

(種別及び定数)

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　3人以上

(2)　監事　1名以上

2　理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条　理事及び監事は理事会において選任する。

2　理事長は理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職　務)

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人業務について、この法人を代表しない。

3　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解　任)

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行動があったとき。

(報酬等)

第18条　常勤の役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で理事会の議決により報酬を支給することができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事会が別に定める。

(職員及び事務局)

第19条　この法人に職員および事務局を置くことができる。

1　職員は、理事長が任免する。

2　事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第5章　総会

(種　別)

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構　成)

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

(権　能)

第22条　総会は以下の事項について、議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　その他運営に関する重要事項

2　総会は、以下の事項について、報告する。

(1)　事業報告及び活動決算

(2)　事業計画及び活動予算

(3)　年会費の額

(4)　役員の選任又は解任

(5)　事務局の組織及び運営に関する事項

(開　催)

第23条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または、電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招　集)

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議日の5日前までに通知しなければならない。

(議　長)

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条　総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議　決)

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条　各正会員の評決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　インターネット会議等でのシステムによって、事実上の会議同等の環境が担保された

場合は、総会に参加し、表決することができる。

4　前2項の規定により表決した正社員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案した者の氏名又は、名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構　成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第31条　理事会は、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　事業報告及び活動決算

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　年会費の額

(6)　会員の除名

(7)　役員の選任及び解任、職務及び報酬

(8)　事務局の組織及び運営に関する事項

(9)　借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議　長)

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議　決)

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。またインターネット会議等による会議も有効とし審議及び表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(議事録)

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法よる表決者にあっては、その旨を付記すると。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録者名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章　資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　年会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

(資産の管理)

第 39 条　この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第43条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条　この法人が定款の変更を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の２分１以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)　主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5)　社員の資格の得喪に関する事項

(6)　役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)　会議に関する事項

(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)　解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)　定款の変更に関する事項

(解　散)

第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続き開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の２分の１以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条　この法人が解散(合併又は、破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合　併)

第50条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

(公告の方法)

第51条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

第10章　雑則

(細　則)

第52条　この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　澤井　恵美子

理事　河原　淑恵

理事　大渕　まゆみ

監事　浦崎　章

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員会費	6,000円(年額)
(2)	賛助会員会費	3,000円(年額)
(3)	一般会員会費	1,000円(年額)

要綱様式１

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人　コミュニティサークル　あいん・つばい

役職名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	澤　井　惠美子	[redacted]	有
理事	河　原　淑　恵		無
理事	大　渕　まゆみ		無
監事	浦　崎　　章		無

特定非営利活動法人

コミュニティサークル　あいん・つばい　設　立　趣　旨　書

1　趣　　旨

私達は今、物質主義や文明の発達に伴うタイムパフォーマンス、コストパフォーマンスと言った横文字が飛び交う時代において、少子高齢化や個人主義が横行し、人々は孤立していく傾向に置かれている。しかしながら人から支えられたり、人と協力することで幸福感が増して生きる力を向上させていくことも事実です。失敗や無駄と思えるような時間さえも、人生を豊かにする糧となります。

この法人は、一人ひとりの能力や多方面からの知識を活かし、生きていく知恵を向上できるよう、健康で安心な暮らしに繋げていただけるための活動を心掛け、また、自然の恩恵や仕組みを取り入れながら環境への関心を高め、地域社会に広めるコミュニティをつくり、人と環境を結ぶ活動を目的として設立します。

2　申請に至るまでの経過

平成　2年　　あいん工房陶器づくり（EM微生物含む）
平成 12年　　手造り陶器の店　つばい　開店
平成 21年　　店舗移転　玄米菜食の店併設
　平成29年　パッチワーク展・手織物展・ミニコンサート
　平成31年　陶器と花展
　令和 4年　いろとりどり展・ミニコンサート
令和　7年　　店舗のみ営業

工房は微生物による粘土づくりからはじまり、それが働く陶器となり、利用してくれるお客様との共感を得られて来ました。そこから食の大切さ、健康のあり方を模索する意識が高められて玄米菜食の店が併設されました。それは携わっていただいた多くの人々の力でもあります。自然に対する本来のあり方、環境づくり等自主的自発的に行う行動によって、様々な社会の課題が見えて来ています。
私達自身の求める方向性、そしてこれからの世代の人材育成につながることを願って法人設立に至りました。

令和7年5月31日

設立代表者　[redacted]

澤井　惠美子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和８年３月31日まで

特定非営利活動法人
コミュニティサークル　あいん・つばい

1　事業実施の方針

設立当初の事業年度は、より一層地域住民との関わりやつどい、イベントなどを声掛けし、交流や心の安らぎの場つくりを目的とする。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
日常生活、社会生活、健康、食事に関する問題等の相談啓発事業	個別健康相談支援 食育、啓発運動 玄米食の試食提供	適時 (A)第1，第2水曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C) 3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	160
読書、及びものづくりを通しての地域・社会参加事業	本の持寄り、貸出、読書会 ビブリオトークを企画予定	(A)毎第4金曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
	布による置物、小物 お地蔵様作り（一部震災地へ提供)	(A)第3，第4水、木曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20

読書、及びものづくりを通しての地域・社会参加事業	陶芸教室 (EM 菌)の粘土による環境に良いものづくり	(A)第1、第2木曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)5名程度	160
	地域の子供達との粘土遊び	(A)第2、第4土曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)5名程度	80
	布及び陶器作品展	(A)年1回 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)10名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)20～30名	20
微生物を活用した家庭の生ごみ再生事業	微生物を活用して生ごみを肥料化する	(A)9月、10月第2金曜日 (B)札幌別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
地域住民との自然災害や身を守る方法を学ぶ事業	消防士 OB による災害時の救済を学ぶ	(A)9月防災日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)5名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
地域、コミュニテイ活動からの暮らし及び自然環境に関する情報収集事業	実施予定なし			
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

翌事業年度の事業計画書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

特定非営利活動法人
コミュニティサークル　あいん・つばい

1　事業実施の方針

設立２年度は、より深い交流を目指し、各専門家を交えた活動を実施していく。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
日常生活、社会生活、健康食事に関する問題等の相談啓発事業	個別健康相談支援 食育、啓発運動 玄米食の試食提供 グルテンフリー マクロビオティック アレルギー等	適時 (A)第１，第２水曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C) ３名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	250
読書、及びものづくりを通しての地域・社会参加事業	本の持寄り、貸出、読書会 ビブリオトーク企画	(A)第４金曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
	布による置物、小物 お地蔵様作り（一部震災地へ提供）	(A)第3，第４水、木曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20

読書、及びものづくりを通しての地域・社会参加事業	陶芸教室 (EM 菌)の粘土によるもの作り 初級～中級	(A)第1、第2木曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)5名程度	300
	地域の子供達との粘土遊び	(A)第2、第4土曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)5名程度	150
	布及び陶器作品展	(A)年1回 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)10名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)20～30名	30
微生物を活用した家庭の生ごみ再生事業	微生物を活用して生ごみを肥料化する	(A)9月、10月第2金曜日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
地域住民との自然災害や身を守る方法を学ぶ事業	消防士OBによる災害時の救済を学ぶ	(A)9月防災日 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)5名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
地域、コミュニティ活動からの暮らし及び自然環境に関する情報収集事業	終活について 僧侶からの学びを得る	(A)10月 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)3名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
	動物保護活動者からの現状を学ぶ	(A)期日交渉中 (B)札幌市厚別区大谷地 (C)5名	(D)札幌市及びその周辺地域 (E)10名程度	20
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

設立当初の事業年度　　活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日

特定非営利活動法人　　コミュニティサークル　あいん・つばい

(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	6,000x10	¥60,000	
賛助会員受取会費	3,000x10	¥30,000	
一般会員	1,000x10	¥10,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3.受取助成金等			
受取民間助成金			
4.事業収益	¥500,000		
5.その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	¥600,000		¥600,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥250,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	¥50,000		
人件費計	¥300,000		
(2) その他経費			
会議費	¥20,000		
旅費交通費	¥100,000		
施設等評価費用	¥20,000		
減価償却費	¥30,000		
支払利息			
ものづくり材料費	¥30,000		
その他経費計	¥200,000		
事業費計	¥500,000		
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥80,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	¥20,000		
人件費計	¥100,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計	¥100,000		
経常費用計	¥600,000		¥600,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度　　活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人　コミュニティサークル　あいん・つばい

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	6,000x10	¥60,000	
賛助会員受取会費	3,000x10	¥30,000	
一般会員	1,000x20	¥20,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3.受取助成金等			
受取民間助成金			
4.事業収益	¥850,000		
5.その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	¥960,000		¥960,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥400,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	¥100,000		
人件費計	¥500,000		
(2) その他経費			
会議費	¥30,000		
旅費交通費	¥120,000		
施設等評価費用	¥20,000		
減価償却費	¥100,000		
支払利息			
ものづくり材料費	¥80,000		
その他経費計	¥350,000		
事業費計	¥850,000		
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥100,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	¥10,000		
人件費計	¥110,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計	¥110,000		
経常費用計	¥960,000		¥960,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損		0	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0